

外国特許トピックス

2015年11月
特許業務法人 志賀国際特許事務所
(外国事務部 原田雅史)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

東南アジア特許情報 シンガポール特許法改正情報 他

1. シンガポール特許法改正（特許審査における「外国ルート」の廃止 - 近々改正予定）

シンガポール特許法が近々改正されるとの情報をいくつかの現地代理人筋より得ておりますので、概要をご案内致します。シンガポールにおいては2014年2月14日施行の下に実体審査制度の改正、制度全般の近代化を柱とした特許法改正が行われました。先の法改正は審査制度における基本思想の変更に基づく枠組みの変更を柱としたもので、それまでの”self-assessment” system（自己評価型）から”positive-grant” system、すなわち審査主義の下で完全に特許要件を充たしたものについて特許するという枠組みへの変更が改正の趣旨とされておりました。この思想の変更を受けて特許出願はシンガポール知的財産庁（IPOS）の実体審査を経ることを原則として、自庁の審査を行わない修正審査制度を廃止するとともに審査請求手続は概ね下記のように改正されました。

- (1) 優先日から13ヶ月までに新規性調査請求、優先日から36ヶ月までに審査請求を別々に行う。
- (2) 優先日から36ヶ月までに新規性調査請求と審査請求を同時に行う。
- (3) 優先日から36ヶ月までに所定の対応外国出願の審査状況もしくはPCT国際調査報告を提出の上、審査請求を行う。
- (4) 優先日から54ヶ月までに所定の審査資料を提出の上、補充審査請求を行う。

今回の法改正は「外国ルート」とも呼ばれる上記の(4)の規定を廃止するというものです。この規定は先の改正で設けられたもので、特許性を有すると評価されたPCT国際予備審査報告、所定の対応外国特許庁（オーストラリア、カナダ、日本、韓国、ニュージーランド、英国、米国及び欧州特許庁）の最終審査結果の利用を想定したものとなっています。しかしながら、この規定による補充審査ではIPOSは実体的要件以外の適格性等の形式的要件について審査をおこなうとされました。従って、この規定は自庁による実体審査の下に完全に特許要件を充たしたものについて特許するという先の法改正の趣旨からは例外をなすもので、いずれは廃止されるべき規定であったと思われる。改正法の施行日については、IPOSは非公式に2017年1月1日以降に実施する予定と言及しているようで、現地ではこの2017年1月1日より施行との見方で固まっているようです。経過措置の詳細、改正法の適用対象も正式発表待ちですが、適用対象の基準は出願日（PCTでは国内段階移行日ではなく国際出願日）となるようです。

2. シンガポール - カンボジア両国特許庁間の知財分野における協力

シンガポール知的財産庁（IPOS）とカンボジア工業・手工芸省（MIH）は2015年1月20日に両国における知的財産の保護、知的財産制度の調整を図るための覚書に署名をしました。この覚書に基づきシンガポール特許/特許出願の所有者/出願人はMIHに対して以下の手続が可能となることが公表されました（最終更新：2015年10月9日）。

- (1) シンガポールの登録特許をカンボジアで再登録すること
シンガポール特許の所有者は特許が有効に存在する期間であれば、MIHに対して所定の再登録申請手続を行うことにより、カンボジアにおける特許を取得することが可能です。申請のための特許庁費用は210米ドルで、申請人がカンボジアに住所を有しない場合、申請手続はカンボジアの有資格代理人によることとなります。
- (2) シンガポール特許出願においてIPOSが発行した調査・審査報告書をMIHに提出すること
カンボジアにおいて関連特許出願を有するシンガポール特許出願の出願人は、①IPOSにより発行された最終の調査・審査報告書、及び②シンガポール特許出願の最終明細書のコピーをMIHに送付するようIPOSに請求することが可能です。また、この送付請求書においてカンボジア特許出願の明細書をシンガポール特許出願の最終明細書に合わせる補正を行い、カンボジア特許出願における審査促進をMIHに請求することが可能です。 以上